

## 第155期 中間決算公告

2024年12月24日

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号  
 みずほ信託銀行株式会社  
 取締役社長 笹田 賢一

## 中間連結貸借対照表（2024年9月30日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	1,783,884	預 渡 性 預 金	2,741,668
債券貸借取引支払保証金	104,950	コールマネー及び売渡手形	358,880
買 入 金 錢 債 権	15,403	借 用 金	7,766
金 錢 の 信 託	28,198	信 託 勘 定 借	501,500
有 価 証 券	285,998	そ の 他 負 債	1,033,963
貸 出 金	2,740,864	賞 与 引 当 金	50,613
外 国 為 替	8,760	変 動 報 酬 引 当 金	7,139
そ の 他 資 産	149,198	退 職 給 付 に 係 る 負 債	172
有 形 固 定 資 産	92,008	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1,153
無 形 固 定 資 産	29,582	偶 発 損 失 引 当 金	186
退 職 給 付 に 係 る 資 産	143,828	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	50
繰 延 税 金 資 産	935	繰 延 税 金 負 債	423
支 払 承 諾 見 返	9,335	支 払 承 諾	52,103
貸 倒 引 当 金	△ 5,110	負 債 の 部 合 計	9,335
		( 純 資 産 の 部 )	4,764,956
		資 本 金	247,369
		資 本 剰 余 金	17,825
		利 益 剰 余 金	302,591
		自 己 株 式	△ 79,999
		株 主 資 本 合 計	487,787
		その他の有価証券評価差額金	81,046
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	6,028
		為 替 換 算 調 整 勘 定	6,855
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	41,025
		その他の包括利益累計額合計	134,956
		非 支 配 株 主 持 分	137
		純 資 産 の 部 合 計	622,881
資 産 の 部 合 計	5,387,837	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	5,387,837

## 中間連結損益計算書

2024年4月1日から  
2024年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目				金 額
経 常 収 益				108,425
信 記 記 報 酬				30,515
資 金 運 用 収 益				19,079
( う ち 貸 出 金 利 息 )				( 10,611 )
( う ち 有 価 証 券 利 息 配 当 金 )				( 3,440 )
役 務 取 引 等 収 益				47,639
そ の 他 業 務 収 益				90
そ の 他 経 常 収 益				11,101
経 常 費 用				78,626
資 金 調 達 費 用				6,010
( う ち 預 金 利 息 )				( 2,534 )
役 務 取 引 等 費 用				18,330
そ の 他 業 務 費 用				31
そ の 他 経 常 費 用				52,916
そ の 他 経 常 費 用				1,337
経 常 利 益				29,799
特 別 利 益				1,296
特 別 損 失				288
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益				30,806
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 額				6,682
法 人 税 等 調 整 額				1,926
法 人 税 等 合 計				8,608
中 間 純 利 益				22,197
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 利 益				15
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 利 益				22,182

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 中間連結財務諸表の作成方針

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 10社  
主要な会社名  
みずほ不動産販売株式会社  
Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.  
みずほリアルティOne株式会社  
(連結の範囲の変更)  
合同会社城南ファンドは持分減少により、子会社及び子法人等に該当しないことになったことから、当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。
- (2) 非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。
- (2) 持分法適用の関連法人等 2社  
日本株主データサービス株式会社  
日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社
- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。
- (4) 持分法非適用の関連法人等  
該当ありません。

### 3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次の通りであります。  
6月末日 2社  
9月末日 8社
- (2) 中間連結財務諸表の作成に当っては、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。  
中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

## 会計方針に関する事項

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。

### (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### (3) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物については主として定額法、その他については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次の通りであります。

建 物：3年～50年

その他の：2年～20年

#### ② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年～10年）に基づいて償却しております。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。

### (4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次の通り計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のな書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の

約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に算定した予想損失額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は233百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

#### （追加情報）

当行グループは、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」（金融庁 令和元年12月18日）の趣旨を踏まえ、一部の与信に対して、マクロ経済シナリオ等が信用リスクに与える影響を貸倒引当金に反映しております。具体的には、金融政策の動向及びその波及影響やロシア・ウクライナ情勢の長期化影響等を踏まえたシナリオを用いて予想損失額を見積もっております。当該シナリオにはGDP成長率の予測、エネルギー価格、金利や為替などの金融指標、業種ごとの事業環境の将来見通し、人件費上昇率等の仮定が含まれております。なお、中間連結財務諸表の作成にあたって用いた上記会計上の見積りの方法及び当該見積りに用いた主要な仮定については前連結会計年度に係る連結財務諸表の（重要な会計上の見積り）に記載した内容から重要な変更はありません。

#### （5）賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

#### （6）変動報酬引当金の計上基準

変動報酬引当金は、当行の役員及び常務執行役員に対する報酬のうち変動報酬として支給する業績給及び株式報酬の支払いに備えるため、当連結会計年度の変動報酬に係る基準額に基づく支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

#### （7）役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### （8）偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

#### (9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

#### (10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次の通りであります。

過去勤務費用：その発生連結会計年度に一時損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (11) 重要な収益の計上方法

証券関連業務手数料には、主に売買委託手数料及び事務代行手数料が含まれております。売買委託手数料には、投資信託の販売手数料が含まれており、顧客との取引日の時点で認識されます。事務代行手数料には、投資信託の記録管理等の事務処理に係る手数料が含まれており、関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

預金・貸出業務手数料には、預金関連業務手数料及び貸出関連業務手数料が含まれております。預金関連業務手数料は収益認識会計基準の対象ですが、コミットメント手数料やアレンジメント手数料などの貸出関連業務手数料の大部分は、収益認識会計基準の対象外です。預金関連業務手数料には、口座振替に係る手数料等が含まれており、顧客との取引日の時点、又は関連するサービスが提供された時点で認識されます。

信託関連業務には、主に不動産媒介の手数料や不動産の相談手数料、証券代行関連手数料、遺言手数料が含まれております。不動産媒介の手数料は、不動産等の媒介に係るサービスの対価として受領する手数料であり、原則として対象不動産又は信託受益権の売買契約締結時に認識されます。不動産の相談手数料は、不動産のコンサルティング等に係るサービスの対価として受領する手数料であり、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。証券代行関連手数料は、証券代行業務及び付随するサービスの対価として受領する手数料であり、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。遺言手数料は、遺言の執行受託や遺産整理等の役務の提供の対価として受領する手数料であり、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

代理業務手数料には、株式等の常任代理業務手数料が含まれており、関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

その他の役務収益には、SPC 事務の受任手数料、不動産ファンドや投資法人に対する運用管理の手数料、年金関連手数料、生命保険の販売手数料等が含まれております。SPC 事務の受任手数料、不動産ファンドや投資法人に対する運用管理の手数料は、契約時点

や契約書で定められた業務の完了時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。年金関連手数料は、年金関連の投資顧問に係るサービスの対価として受領する手数料が主なものであり、主に関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。生命保険の販売手数料は、保険商品の販売の対価として收受し、顧客との取引日の時点で認識されます。

信託報酬には、主に委託者から信託された財産の管理、運用等のサービス提供の対価として受領する手数料が含まれており、信託設定時点や契約書で定められた業務の完了時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり認識されます。

#### (12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

#### (13) 重要なヘッジ会計の方法

##### (イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という）を適用しております。

ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下の通り行っております。

- (i) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。
- (ii) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

##### (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

## 注記事項

### (中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額（連結される子会社及び子法人等の株式を除く）3,721百万円
2. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は84,991百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有している有価証券は19,980百万円であります。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次の通りであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	108百万円
危険債権額	8,027百万円
要管理債権額	10,534百万円
三月以上延滞債権額	2百万円
貸出条件緩和債権額	10,532百万円
小計額	18,671百万円
正常債権額	2,741,805百万円
合計額	2,760,476百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。

これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、76百万円であります。

5. 担保に供している資産は次の通りであります。

担保に供している資産

貸出金	43,812 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	2,147 百万円

            借用金    31,500 百万円

また、「その他資産」には、保証金 3,480 百万円、金融商品等差入担保金等 2,907 百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,057,416百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 785,747 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額    24,698 百万円

8. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 763,345 百万円であります。

9. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率（国際統一基準）は 31.72% であります。

**(中間連結損益計算書関係)**

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益 9,682 百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、転貸にかかる不動産賃借料 248 百万円を含んでおります。
3. 「特別利益」は、退職給付信託返還益 354 百万円、過去勤務費用処理額 941 百万円であります。なお、過去勤務費用処理額は退職給付制度を改定したことに伴い発生した過去勤務費用によるものです。
4. 「特別損失」は、固定資産処分損 288 百万円であります。
5. 銀行法施行規則第 18 条第 3 項に規定する中間連結財務諸表における中間包括利益の金額は、12,066 百万円であります。

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

2024年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません（（注3）参照）。また、現金預け金、債券貸借取引支払保証金、譲渡性預金、コールマネー及び売渡手形、信託勘定借は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

当中間連結会計期間（2024年9月30日）

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	1,725	1,725
有価証券				
その他有価証券				
株式	159,731	—	—	159,731
国債	9,976	—	—	9,976
社債	—	59,811	—	59,811
外国証券	21,306	—	—	21,306
その他（*1）	12,267	64	—	12,331
資産計	203,281	59,875	1,725	264,881
デリバティブ取引（*2・3）				
金利債券関連	—	15,512	—	15,512
デリバティブ取引計	—	15,512	—	15,512

(\*1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託については、上記表には含めておりません。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は531百万円であります。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(\*3) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の中間連結貸借対照表計上額は3,936百万円となります。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間連結会計期間（2024年9月30日）

(単位：百万円)

区分	時価				中間連結 貸借対照表 計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
買入金銭債権 金銭の信託 貸出金 貸倒引当金（＊）	—	—	13,678	13,678	13,678	—
	—	—	24,157	24,157	24,157	—
					2,740,864	
資産計	—	—	2,741,255	2,741,255	2,735,968	5,286
預金 借用金	—	2,738,380	—	2,738,380	2,741,668	△3,287
	—	501,500	—	501,500	501,500	—
負債計	—	3,239,880	—	3,239,880	3,243,168	△3,287

(\*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、貸出金以外の科目については、対応する貸倒引当金の重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額にて計上しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

### 資産

#### 買入金銭債権

買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能であることから主にレベル3に分類、又は債権の性質上短期のもの等であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3に分類することとしております。

#### 金銭の信託

金銭の信託については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、構成物のレベルに基づき、レベル3の時価に分類することとしております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

#### 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類することとしております。主に株式、国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類することとしております。

投資信託は、市場価格又は公表されている基準価額等によっており、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1、そうでないものはレベル2の時価に分類することとしております。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない

場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類することとしております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、観察できないインプットによる影響が重要な場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類することとしております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

### 貸出金

貸出金については、主に貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類することとしております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類することとしております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類することとしております。

### 負債

#### 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。これらについては、レベル2の時価に分類することとしております。

#### 借用金

借用金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類することとしております。

#### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引が含まれます。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当中間連結会計期間（2024年9月30日）

記載すべき重要な観察できないインプットに関する定量的情報はございません。

(2) 期首残高から中間期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

当中間連結会計期間（2024年9月30日）

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、 発行及び 決済の純額	レベル3 の時価 からの 振替	レベル3 の時価 から の振替	中間 期末 残高	当期の損益に計 上した額のうち 中間連結貸借対 照表日において 保有する金融資 産及び負債の評 価損益
		損益に 計上	その他の 包括利益に 計上					
買入金銭債権	1,963	-	-	△238	-	-	1,725	-

(3) 時価評価のプロセスの説明

当行グループはミドル部門及びバック部門において時価の算定に関する方針、手続及び、時価評価モデルの使用に係る手續を定めております。算定された時価及びレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の中間連結貸借対照表計上額は次の通りであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「金銭の信託」及び「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
市場価格のない株式等(*1)	11,984
組合出資金等(*2)	14,366

\*1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

\*2 組合出資金等は主に匿名組合、投資事業組合、匿名組合出資を信託財産構成物とする金銭の信託等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3 当中間連結会計期間において、0百万円減損処理を行っております。

## (有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」の一部が含まれております。

### 1. 満期保有目的の債券（2024年9月30日現在）

該当ありません。

### 2. その他有価証券（2024年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	156,474	50,017	106,456
	債券	36,982	36,666	315
	国債	—	—	—
	社債	36,982	36,666	315
	その他	23,889	23,418	470
	外国証券	21,306	21,222	83
	買入金銭債権	—	—	—
	その他	2,582	2,195	387
	小計	217,345	110,102	107,243
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	3,257	4,768	△1,511
	債券	32,805	32,837	△32
	国債	9,976	9,976	—
	社債	22,828	22,860	△32
	その他	12,005	12,134	△129
	外国証券	2	2	—
	買入金銭債権	1,725	1,725	—
	その他	10,277	10,406	△129
	小計	48,067	49,740	△1,672
合計		265,413	159,842	105,570

### 3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、31百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原

則として以下の通りであります。

- ・ 時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・ 時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

**(金銭の信託関係)**

1. 満期保有目的の金銭の信託（2024年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2024年9月30日現在）

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連 結貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの (百万円)	うち中間連結 貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの (百万円)
その他の金 銭の信託	28,198	28,198	—	—	—

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借  
対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

## (収益認識関係)

### 1. 収益の分解情報

(単位：百万円)

区分	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
経常収益	108,425
うち役務取引等収益	47,639
信託関連業務	35,370
代理業務手数料	4,260
証券関連業務手数料	1,683
預金・貸出業務手数料（注）1	421
その他の役務収益	5,903
うち信託報酬	30,515
うちその他の経常収益（注）1	30,271

(注) 1. 収益認識会計基準の対象となる契約による収益が一部含まれております。

2. 上記の表に記載されている収益認識会計基準の対象となる契約による収益に関しては、主に「リテール・事業法人部門」、「コーポレート&インベストメントバンキング部門」から発生しております。

### 2. 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債の残高等については、中間連結貸借対照表上、その他資産及びその他負債に計上しています。当中間連結会計期間において、契約資産及び契約負債の残高等に重要性はありません。

### 3. 残存履行義務に配分した取引価格

当中間連結会計期間において、既存の契約から翌期以降に認識することが見込まれる収益の金額に重要性はありません。なお、1年以内の契約及び当行グループが請求する権利を有している金額で収益を認識することができる契約については注記の対象に含めておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	106円20銭
1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額	3円78銭

(重要な後発事象)

該当ありません。